

(議決事項)

第 1259 回経営委員会議案

平成 28 年 4 月 26 日

平成 28 年度経営委員会委員の報酬について (案)

平成 28 年度経営委員会委員の報酬については、別添資料 (経営委員会委員報酬支給基準) のとおり支給することとしたい。

経営委員会委員報酬支給基準

第1条 経営委員会委員（以下「委員」という。）の報酬の支給については、この基準の定めるところによる。

第2条 委員の報酬は、常勤、非常勤とも月額報酬および期末報酬とし、別表に定める額とする。

2 監査委員会委員となる非常勤の委員については、別表に定める額を月額報酬に加算して支給する。

3 別表の額は、年度ごとに経営委員会の議決により定める。

第3条 期末報酬は年2回、上期、下期に分けて支給することとし、その算定期間を次のように定める。

上 期 12月1日から5月31日までの6か月

下 期 6月1日から11月30日までの6か月

第4条 月額報酬は毎月20日を支給日とし、期末報酬は上期は6月10日、下期は12月10日を支給日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

第5条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、新たに委員に任命されたとき、または委員が退任したときの報酬は、次のとおりとする。

(1) 当該月の月額報酬は、日割をもって算出した額を支給する。

(2) 期末報酬は、第3条に定める算定期間のうち在任した月数を6で除した割合を乗じた額を支給する。

2 前項の報酬は、前条で規定する支給日にかかわらず支給することができる。

第6条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、委員が異なる役職（常勤から非常勤または非常勤から常勤にかわる場合を含む）に就いたときの報酬は、次のとおりとする。

(1) 当該月の月額報酬は、いずれか高い方の額を支給する。

(2) 期末報酬は、異なる役職ごとの期末報酬にそれぞれの在籍した月数を6で除した割合を乗じた額の合計額を支給する。

第7条 この基準により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(別 表)

(改正 平成 25.4.23 議決、平成 25.4.1 適用)

(非常勤)

※非常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

役 職	月額報酬	期末報酬 (各期)	年間報酬
委 員 長	387,000 円	774,000 円	6,192,000 円
委員長職務代行者	348,300 円	696,600 円	5,572,800 円
委 員	309,600 円	619,200 円	4,953,600 円

※非常勤の経営委員会委員で監査委員会委員に任命された者は、その役職に応じ、上記の月額報酬に、下記に定める額を加算して支給する。

加 算 額	154,800 円
-------	-----------

役 職	月額報酬	期末報酬 (各期)	年間報酬
委 員 長	541,800 円	774,000 円	8,049,600 円
委員長職務代行者	503,100 円	696,600 円	7,430,400 円
委 員	464,400 円	619,200 円	6,811,200 円

(常勤)

※常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

役 職	月額報酬	期末報酬 (各期)	年間報酬
委 員 長	1,932,500 円	3,865,000 円	30,920,000 円
委員長職務代行者	1,681,250 円	3,362,500 円	26,900,000 円
委 員	1,378,750 円	2,757,500 円	22,060,000 円